

第30回社会的養育専門委員会における議題「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術
を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するヒアリング及び議
論」に関する委員提出意見・資料

2021年6月29日

日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清

標記については、去る4月23日の会議に、意見・資料を提出したところですが、本日の
会議の議題として取り上げられることから、当日の資料の一部を抜粋し、一部を整えて、本
日の意見・資料として再度提出します。

なお、この議題については、相澤委員、北川委員、倉石委員、そして私も委員として出席
した2021年6月9日の社会保障審議会児童部会（部会長：秋田 喜代美先生、副部会長：
相澤委員）においても、多数の委員から複数の意見が述べられたことを報告します。

1 私なりに明確になった事項（既に合意された事項を含む）

- (1) 子どもの命が奪われ、暮らしが引き裂かれ、その子どもの人生全体に深刻な影響を
与える児童虐待に対応する体制の強化は不可欠であり、その中核として、対応の主軸を
担うソーシャルワーカーの実践力向上は、最も重要、且つ、緊急性の高い課題である。
- (2) 児童相談所は他の機関では果たしえない機能を有するが故に、児童相談所における
児童虐待事例への対応力の強化は、とりわけ優先度が高い。
- (3) しかし、子どもと家族の福祉課題は深刻化しており、広がりも著しい。これを踏ま
えれば、全国220か所しかない児童相談所だけで対応が十分であるはずはない。

他の多くの社会福祉領域の主な担い手が市町村（基礎自治体）であることや様々な領
域のたくさんの機関と連携しなければ支援を展開できない現実に照らせば、子ども家
庭福祉の領域でも、基礎自治体である市町村（子ども家庭福祉担当部署、母子保健担当
部署を中心とする。その他の社会福祉関係部署の他、あらゆる生活支援部署）の対応力
を向上させるとともに、保育所や幼稚園・学校等の対応力、児童家庭支援センター、乳
児院や児童養護施設などの児童福祉施設、民間フォスターリング機関、同養子縁組あっせ
ん機関などの対応力を向上させること、さらには、これら機関によるネットワークの構
築や強化、それを促進できるコーディネート力のある人材の育成等が求められる。

(4) 以下は、(1)～(3)に関する説明等

ア 児童虐待で死亡した実際の事例や実践現場で行われる事例検討会で実際に出会う
事例に照らすと、対応の失敗は、スペシフィックな力量の足りなさではなく、面接力
やアセスメント力不足、支援の展開過程や進行管理に関する力量の不足、当事者の個
人要因にのみに関心を向けてしまい、当事者の抱えるニーズの把握やエンゲージメ

ントを重視しない傾向、すなわちソーシャルワークの基本的な力量不足によるものが大きいと考える。

イ 児童相談所においては、有資格者の定着と育成（ソーシャルワーク専門職の採用は増えたものの、実務経験が3年未満のものが半数に及ぶ。この状況こそ深刻。専門職採用を開始してからの年数が浅い自治体も多い。）や他の領域でソーシャルワークの経験がある有能な有資格者の獲得こそが必要である。¹

ウ 市町村においては、子ども家庭福祉の対応力強化のために、ソーシャルワーク専門職の採用・育成を進めることが必要である。

その際、相談支援業務の多くを非正規職員が担っている状況を改め、現職者の正規化や新たに正規職員を充てることを促進すべきである。

エ 児童家庭支援センター、乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設、民間フォスターリング機関、同養子縁組あっせん機関、保育所や幼稚園・学校等においても、ソーシャルワーク専門職の配置を促進すべきである。

オ そもそも、日本においては、子ども家庭福祉に配置されているソーシャルワーカーの数が、欧米に比べて圧倒的に少ない。このことを解消することが対応力強化の前提である。

カ 児童虐待が発生した家族やその恐れが高い家族は、ほとんどの場合、複数の重なり合う課題を有しており、注意喚起や助言指導では改善しない。実態を踏まえ、支援の展開においては、生活モデルに立って、子ども家庭福祉の枠を超えた、重層的包括的な支援を展開する必要がある。資格を増やすことは、かえって分断を助長しかねない。

公表されたヤングケアラーの実態調査の結果も、当該家庭が、従来の子ども家庭福祉の枠を超えた困難な生活課題や孤立を抱えていることを示している。

キ 子ども家庭福祉の専門性を発揮し、これを向上させるためには、むしろ、様々な領域で展開されて来たソーシャルワークの様々な知見や技術を積極的に導入する必要がある。子どもを取り巻く家庭の問題は非常に多岐にわたり、子どもに関する知見だけでは到底対処できない。

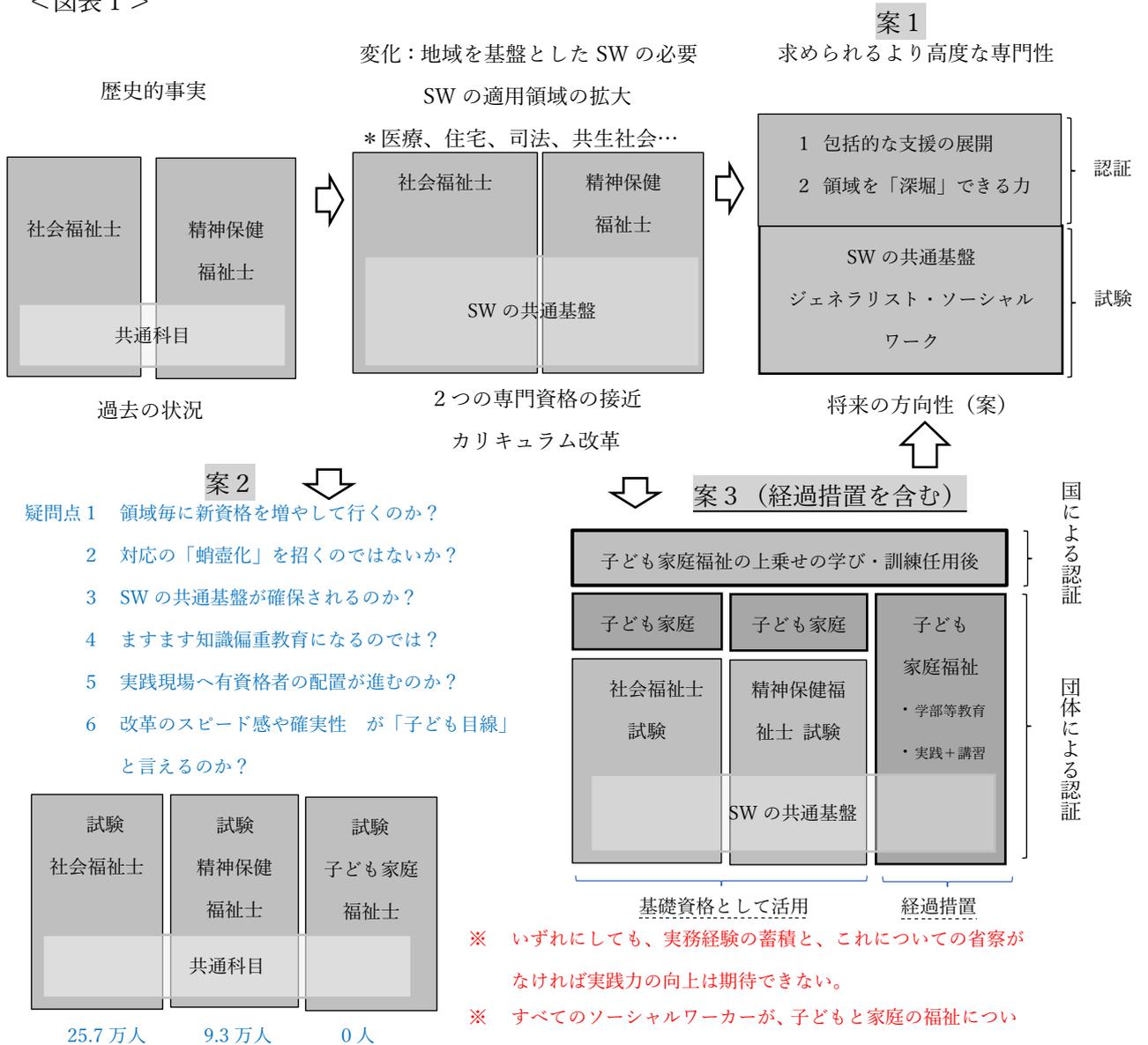
ク 支援を拒む当事者への接近や当事者の参加や権利擁護においても、子ども家庭福祉の領域で積み上げて来た知見のみならず、他の領域のソーシャルワークから、積極的に学ぶべきである。

¹ 2020年度現在、社会福祉士は既に25.7万人を超えており、毎年度4.5万人程が受験し同1万人以上が合格している。しかし、この内子ども家庭福祉領域で働くものは、5%に満たない。精神保健福祉士も、登録者が2020年度には9.3万人を超えている。しかし、同様に子ども家庭福祉領域で働く者の割合は低い。しかし、私の専門職大学院の教員としての経験からすれば、「ソーシャルワークの共通基盤」を身に着け、ある社会福祉領域で実践を重ねて来た高い実践力を持つものは、領域を超えて他の領域の事例においてもその経験を応用し能力を発揮して対処できる。そのような優れた人材を、この領域に取り組むことを戦略的に進めるべきである。

例：障害者福祉における当事者参加や意思決定支援の考え方。ゴミ屋敷問題や閉じこもり、認知症高齢者への接近やアウトリーチの方法。これらの領域で進められている地域包括支援や地域づくり支援の方法など。

- ケ 社会福祉士、精神保健福祉士と同様の国家資格を作ることより、社会福祉士を基盤（ジェネリック）とした上で、領域の専門性（スペシフィック）を上乗せする新たな資格体系を作ることが効果的である。
- コ 領域の専門性を深堀することと、領域を超えて支援を実現することとの両輪を備えて、初めて、当事者本位の効果的な支援が展開できる。
領域の専門性を深めるだけで領域の中だけに留まれば、視野狭窄に陥り、問題を個人責任に帰するような狭隘な指導や治療に陥ってしまいかねない。
- サ ソーシャルワークの世界的な潮流は、個人が抱える問題の解決のためにも、個々の事例の背景にある社会的な課題に光をあて、社会改革を重視する方向にある。個人の問題に投影された社会の問題の改革を常に射程におくことが、ソーシャルワークがソーシャルワークであり続けるための必須条件である。

<図表 1>



※ジェネラリスト・ソーシャルワーク「ソーシャルワークが求められる分野や領域の広がりの中で、ソーシャルワークの幅の広さや多様性を包括する理論と実践の枠組み。人びとの多様な生活ニーズに対応するために、支援者間のチームワークや、また地域を基盤とした多職種連携や多機関との協働による支援が重視される。」空閑浩人『NHKテキスト社会福祉セミナー』2020年10月 p50

※「スペシフィックという概念は、ジェネリックに対比して、専門分化して展開されている各分野のソーシャルワークに特有な部分ないし側面を意味している。実践においては、直接的に、この部分ないし側面が重要視されるが、ジェネリックな部分ないし側面が無視されてしまうと専門的近視眼に陥って、発展をゆがめてしまいがちになるので、両者をたえず関連させ、フィードバックし合うようにしてゆくことが大切である。」小松源助『改訂新版現代社会福祉辞典』全社協 1988年12月

※ SW の共通基盤：個人的には、「人権の尊重と社会正義の実現という価値、人を状況・環境の中に存在し生きる者として理解すること、生活モデル、当事者中心・ストレングスへの着目、参加保障・意思決定支援、確かさが認められた知識や方法を用いた根拠ある実践、様々な人や資源との協働・活用、地域を基盤とすること、社会変革を目指す。」等を共有していることと位置付けている。これとは別に、様々な書籍やソーシャルワーク教育学校連盟等が作成した資料・定義を参照されたい。